2021年3月 VOL.6

小林勝哉
社会保険労務士事務所
事務所通信と最新情報

本号の内容

雇用の維持へ出向制度の活用を

在宅勤務で心の不調に気づいたら

ワークエンゲージメントのその先に

雇用の維持へ出向制度の活用を

「産業雇用安定助成金」の創設

出向制度は雇用シェア型社会へのステップです。
厚生労働省では新たな支援制度として「産業雇用安定助成金」を創設しました。
これは在籍型出向によって社員の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の企業に対して助成する取り組みです。
雇用維持を目的に出向した社員が一定期間の後に出向元の企業に還流することを前提としており、出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画を策定して、出向元事業主が代表して申請し人材還流まで見届けていくこととなります。
（公財）産業雇用安定センターでも、関係会社での人事交流制度の設計のご支援を行っています。
社員の雇用維持の選択肢として、ご検討下さい。

在宅勤務で心の不調に気づいたら

在宅勤務において起きやすい社員の変化には特徴があります。厚生労働省の「まもろうよこころ」のサイトでは、電話相談窓口、SNS相談窓口などが掲載されています。社員が気軽に相談できるしっかりした相談窓口が整備されていますので、安心して相談してみたらいいよ！と社員の皆様にもお知らせしてあげてください。

ワークエンゲージメントのその先に

ポジティブメンタルヘルスのすすめ

厚生労働省では、ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等に力を入れています。
厚生労働省の研究では、仕事の要求度-資源モデル（ＪＤ-Ｒモデル）とワーク・エンゲイジメントについて、強い相関関係があることがわかっています。
つまり、仕事上で社員がコントロールできる資源を増やし、かつ個人の仕事上の心理的な希望を増やすような、職場ミーティングや社員教育の改善を図ることで、社員の「ワーク・エンゲイジメント」が大きく向上し、企業の業績も向上するといえます。
当事務所では、健康経営に関するご相談にも対応しております。ご一緒に、社員の笑顔溢れる職場を作ってまいりましょう。

小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837
東京都新宿区納戸町 33　東京左官会館 3 階
TEL：03-6228-1336
FAX：03-6800-5979